

**遡及基準適用初年度の取扱い：前年の第2四半期以降に自発的に重要な会計方針の変更を行う場合の開示**

【問題の所在：遡及基準適用初年度の取扱い】

平成22年度の第2四半期以降に自発的に会計方針を変更した場合、過年度遡及基準の適用が開始される平成23年度の第1四半期以降において、従来求められていた影響額が、開示されないこととなる。

1. 前提条件：当期の第2四半期に自発的に重要な会計方針を変更(A B)した場合

	当期(X1年)				翌期(X2年)			
	Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	Q4
23/3/31以前 遡及適用しない場合	A	B	B	B	B	B	B	B
23/4/1以後 遡及適用	B	B	B	B	B	B	B	B

2. 平成22年改正前の四半期会計基準等による影響額の注記

	注記する影響額
翌期(Q1での開示)	・前期(X1年)Q1をBで行った場合の影響額。なお影響額を算定することが実務上困難な場合には、影響額の記載に代えて、その旨及びその理由

改正前の第19項(4)及び第25項(3)

(参考：遡及基準適用後)

	注記する事項
翌期(Q1での開示)	遡及適用により翌期(X2年)に開示されるX1年の四半期財務諸表と、当期(X1年)に開示した四半期財務諸表に適用した会計方針との間に相違がみられる旨を記載する。

改正後の第19項(3-2)及び第25項(2-2)

【修正案】

下記の経過規定を定めることかどうか。

28-X. 平成22年改正会計基準の適用初年度においては、第19項(3-2)及び第25項(2-2)の注記事項に代えて、平成22年改正前の第19項(4)及び第25項(3)の注記事項を記載する。

以上